

京都美術工芸大学における競争的資金の間接経費使用に関する基本方針

令和6年6月25日制定

1. 目的

この方針は、京都美術工芸大学（以下、「本学」という。）が獲得した競争的資金の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用を図るため、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下、「共通指針」という。）、及び京都美術工芸大学公的研究費の運営・管理規程に基づき、間接経費の使用に関し必要な事項を定める。

2. 定義

間接経費とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費である。

3. 用途

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究環境の改善や本学の研究機能の向上、必要となる管理等の経費に充てるものとし、具体的な用途の例示は「別表」のとおりとする。執行については、学長の責任の下で適正に行う。また、直接経費で執行すべき経費に使用することはできない。

4. 報告

間接経費の執行状況について、証拠書類を適切に保管したうえで、間接経費使用実績報告等を配分機関が定める期日までに報告する。

5. その他

関係府省より共通指針等に見直しがあった場合には、この基本方針は随時見直すこととする。

附 則

この基本方針は、令和6年6月25日に制定し、令和6年4月1日から施行する。

別表

間接経費の主な使途の例示（「共通指針」別表1に準拠）

本学において、間接経費の主な使途は、競争的資金等による研究の実施に伴う管理等に必要な経費のうち、以下のもの対象とする。

（1） 管理部門に係る経費

（ア）管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

（イ）管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅行費、会議費、印刷費

など

（2） 研究部門に係る経費

（ア）共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅行費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

（イ）当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅行費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

（ウ）特許関連経費

（エ）研究棟の整備、維持及び運営経費

（オ）設備の整備、維持及び運営経費

（カ）ネットワークの整備、維持及び運営経費

（キ）図書館の整備、維持及び運営費

など

（3） その他の関連する事業部門に係る経費

（ア）研究成果展開事業に係る経費

（イ）広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、学長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。